

暴風警報発令時における授業の取扱いについて

台風の接近に伴い「[暴風警報](#)」発令の際は、授業について次の通り取扱いを行います。

- ・ **午前7時の時点**で、「[愛知県尾張東部・尾張西部・西三河北西部](#)」に「暴風警報」が発令されている場合は、午前中の授業はすべて休講とします。

なお、**午前11時まで**に警報が解除されない場合は、午後の授業も休講となり、午前11時まで解除された場合は午後の授業は実施します。

- ・ **午前7時以降、1時限目が始まる9時40分までに**、「愛知県尾張東部・尾張西部・西三河北西部」に「暴風警報」が発令された場合も、午前中の授業はすべて休講とします。

なお、午前11時まで警報が解除されない場合は、午後の授業も休講となり、午前11時まで解除された場合は午後の授業は実施します。

- ・ **1時限目の授業中に**、「愛知県尾張東部・尾張西部・西三河北西部」に暴風警報が発令された場合は、1時限の授業は通常に実施し、2時限目以降の授業は休講とします。

なお、[学生の居住する地域のみ暴風警報](#)が発令されている場合は、当該の学生のみ申し出により公欠扱いとし、授業は通常に実施します。このような場合は、1週間以内に教務課で公欠の手続きをして下さい。

また、**休講となった授業においては、補講が実施される場合がありますので、必ず**[ポータル情報システム](#)にてご確認下さい。